

## 船舶事故調査報告書

平成30年4月11日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成29年11月17日 09時20分ごろ
発生場所	愛媛県新居浜市大島 <sup>おお</sup> 東北東方沖 新居浜大島港東防波堤灯台から真方位058° 2.5海里（M）付近 （概位 北緯34° 00.9′ 東経133° 24.6′）
事故の概要	漁船 <sup>えびす</sup> 蛭子丸は、西北西進中、また、プレジャーボート <sup>じんのツ</sup> 神野丸Ⅱは、錨泊中、両船が衝突した。 神野丸Ⅱは、船長が負傷し、左舷前部外板の凹損等を生じ、また、蛭子丸は、船首部に破口等を生じた。
事故調査の経過	平成29年11月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 蛭子丸、4.9トン EH3-34187（漁船登録番号）、個人所有 11.44m（Lr）×2.88m×0.84m、FRP ディーゼル機関、48kW、平成15年8月10日 B プレジャーボート 神野丸Ⅱ、5トン未満 281-35912愛媛、個人所有 5.41m（Lr）×2.04m×0.97m、FRP ディーゼル機関、35.30kW、平成10年5月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 56歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成6年2月9日 免許証交付日 平成25年4月8日 （平成31年2月8日まで有効） B 船長B 男性 70歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和61年5月30日 免許証交付日 平成29年3月22日 （平成34年12月25日まで有効）
死傷者等	A なし

	B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 船首部に破口及び凹損を伴う擦過傷 B 左舷前部外板に凹損を伴う擦過傷、主機及び航海計器等に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期、潮流 微弱な西流
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、いか等の底引き網漁を行う目的で、平成29年11月17日04時00分ごろ大島東方沖の漁場に向けて新居浜市大島漁港を出航した。</p> <p>A船は、漁場に着き、1回目の操業を行い、2回目の投網、えい網及び揚網を行いながら東進し、09時00分ごろ揚網を終えた後、漁獲物の整理を行いながら3回目の操業開始場所に向かうこととし、反転して西北西進を始めた。</p> <p>A船は、船長Aが後部甲板左舷側で中腰の体勢で船首方を向き、漁獲物の選別作業を行い、約9ノット（kn）の対地速力で、後部甲板左舷舷縁に取り付けた操舵用リモコンで手動操舵により西北西進した。</p> <p>A船は、船長Aが、時折立ち上がって後部甲板右舷側に赴き、操舵室により死角となった前路を確かめ、左舷方に横切る船1隻がA船の前路を通過したのを認めた後、09時15分ごろ、後部甲板右舷側に再び赴いたところ、他船を見掛けなかったため、支障となる船はいないと思い、同甲板左舷側に戻り、漁獲物の選別作業を行いながら西北西進中、09時20分ごろA船の船首部とB船の左舷前部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、衝撃を感じて身体が前方よろけて後部甲板に手をつき、流木に衝突したかと左舷前方を見たところ、転覆したB船の船底部及びB船越しに落水した船長Bをそれぞれ認めた。</p> <p>船長Aは、操舵室後部右舷側に設けた主機操縦ハンドルに駆け寄って中立運転とした後、海上保安庁に本事故発生 of 118番通報を行うとともに、所属する漁業協同組合及び僚船に無線で助けを求めた。</p> <p>A船は、船長Aが、来援した僚船1隻の船長と共に船長Bを僚船に救助し、B船が入っていた錨を揚げ、B船のえい航を別の僚船に要請した後、自力で大島漁港に帰航し、後に修理された。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、魚釣りの目的で、大島東方沖の釣り場に向けて係留場所のマリーナを出航した。</p> <p>B船は、大島東北東方沖で停止して魚釣りを行っているプレジャーボート1隻（以下「小型船」という。）を認め、小型船の東方約50mで水深約20mの釣り場に着いた後、11月17日09時17分ごろ、船長Bが、船首部から重さ約7kgの錨を投入し、直径約20mmで合成繊維製の錨索を約50m延ばして船首部のクリートに止め、錨が効いたことを確かめた後、船首を東南東方に向けて錨泊を開始した。</p>

	<p>船長Bは、魚釣りを早く始めたかったので、直ちに操縦席後方に移動し、生け簀の蓋の上に釣りざお6本を置き、船尾方を向いて立ち、仕掛けを作り始めた。</p> <p>B船は、船長Bが、ふと右後方を振り向いたところ、約50mのところB船に向けて接近するA船を認め、主機を使用して船体を移動させようと慌てて操縦席の主機始動用キーを回そうとしたものの、主機をかける間もなく衝撃を感じ、船体が右舷側に反転して転覆した。</p> <p>船長Bは、落水と同時にB船の船体の下に入ったが、間もなく浮上し、船長Aの要請を受けた小型船に救助され、来援したA船の僚船に移乗してマリーナに移送された後、自らが車を運転して病院に向かい、左肋骨部挫傷及び腰部打撲と診断された。</p> <p>B船は、A船の別の僚船によって、新居浜市所在の造船所にえい航され、後日修理された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、喫水が船首約0.2m、船尾約1.0mであった。</p> <p>船長Aは、A船の後部甲板左舷側に立てば、幅約1.7mの操舵室により、正船首方から右舷船首方にかけて約16°の死角を生じることを承知しており、後部甲板で漁獲物の整理作業を行う場合、死角を補う見張りを行う目的で、約5分ごとに後部甲板右舷側に移動して前路を確認していた。</p> <p>船長Bは、錨泊中を示す黒色の球形形象物を表示していなかった。</p> <p>B船は、喫水が船首約0.2m、船尾約0.3mであった。</p> <p>船長Bは、長年、趣味として月当たり2～3回B船で出航して魚釣りを楽しみ、平成27年ごろから冬場には大島北東方沖にふぐ釣りに出掛けていた。</p> <p>船長Bは、仕掛け作りをしていて、B船に向けて接近するA船を認めるのが遅かったと本事故後に思った。</p> <p>B船は、有効な音響を発する信号装置を備えていなかった。</p> <p>船長が着用していた救命胴衣は、型式承認試験及び検定への合格印(桜マーク)がなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、大島東北東方沖を西北西進中、船長Aが、他に支障となる船はいないと思い、死角を補う見張りを行っていなかったことから、前路で錨泊中のB船に気付かずに航行を続け、B船に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、左舷方に横切る船のほか他に他船を見掛けなかったため、他に支障となる船はいないと思ったものと考えられる。</p>

	B船は、大島東北東方沖で錨泊中、船長Bが、操縦席後方で仕掛けを作っていたところ、右後方から接近するA船を認め、主機を使用して避けようとしたものの、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、大島東北東方沖において、A船が西北西進中、B船が錨泊中、船長Aが、死角を補う見張りを行っていないため、前路で錨泊中のB船に気付かずに航行を続け、A船がB船に衝突したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後部甲板で漁獲物の選別作業を行いながら航行中、操舵室の存在により船首方に死角が生じることを承知している場合、操舵室付近まで赴いて頻繁かつ適切に前路の見張りを行うこと。</li> <li>・ 錨泊中においても周囲の見張りを行うこと。</li> <li>・ 錨泊中は、黒色の球形形象物を表示すること。</li> <li>・ 長さ12m未満の船舶において、有効な音響信号を行うことができる手段を備えておくこと。</li> <li>・ 救命胴衣は、検定済みマーク（桜マーク）入りのものを備えることが望ましい。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

